

委 託 契 約 書 (案)

- 業務名
新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務
- 履行期間 契約締結の日から令和4年2月28日まで
- 業務委託料 ¥ , , -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ , , -
- 契約保証金 ¥ , -
(免除の場合は、「免除」と記載する。)

上記の委託業務について、愛媛県（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 松山市一番町四丁目4番地2
名 称 愛媛県
代表者 知 事 中村 時広

乙 住 所
商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

6 この約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第4条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第5条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部区分欄に掲げる経費の20%以内の流用に係る変更については、この限りではない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(実績報告及び額の精算)

第7条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

3 委託契約額の精算に伴い、甲が乙に交付した委託料に残額が生じたときは、乙はこれを返還しなければならない。

4 精算した実績額が頭書の業務委託料の額を下回る場合には、その実績額を委託契約額とする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、遅滞なく、委託料精算払請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(前金払)

第9条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(補正又は再調査等)

第10条 乙は、第7条第2項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、第7条の規定を準用する。

(支払の遅延)

第11条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第12条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(委託期間の延長)

第14条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

- (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 24 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
 - (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。
 - 3 天災その他やむを得ない理由により、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。契約解除を合意した場合は、契約当事者が受けた一切の損害について、相互に賠償する責を負わないものとする。
 - 4 甲が、甲の都合によりこの契約を解除した場合は、乙は契約解除受け付け時点までに使用した費用を甲に請求することができる。

（契約の変更）
- 第 16 条 事故又は天災等により、委託事業の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害の賠償)

第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第18条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(成果の帰属)

第19条 業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法（昭和45年法律48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託料が支払われた時点をもって、甲に移転する。

- 2 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- 3 本業務から発生した物件等成果物の所有権その他の権利は、全て甲に帰属するものとし、甲の承認を受けずに複製し、又は公表、貸与してはならない。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術等に関する権利については、乙に留保するものとし、この場合、甲は契約期間終了後も当該権利を無償かつ非独占的に使用できる。
- 4 乙は、第三者から本業務に関して権利侵害に関する訴えが生じた場合は、乙の責任において対処、解決する。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(変更の届出)

第21条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の順守)

第22条 乙は、使用者として、労働関係法令等を順守しなければならない。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

愛媛県知事 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記の委託業務について、委託契約書第4条の規定に基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙1）
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不要）』
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙1 (様式第1号関係)

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載
がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった事業計画書について、下記のとおりに変更したいので、委託契約書第5条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるよう記載のこと）
- 3 変更後の事業費
- 4 変更後の収支予算書（別紙2）
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不要）』
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙2（様式第2号関係）

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 変更後の収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	増減額	備 考
委託料			
合 計			

注) 上段：変更前、下段：変更後

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	増減額	備 考
小 計			
消費税及び地方消費税			
合 計			

注) 上段：変更前、下段：変更後

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載
がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 実績報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した標記の委託業務について、契約書第7条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の実施結果
- 5 収支決算書（別紙3）
- 6 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不要）』
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙3（様式第3号関係）

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	決算額	備 考
委託料		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	決算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

様式第4号（第8条関係）

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事

様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所

事業者名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務に係る委託料について、契約書第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不要）』

責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

様式第5号（第9条関係）

新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務 委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した新型コロナウイルス感染症対策広報啓発業務に係る委託料前金払について、契約書第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

	金		円也
内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不要）』
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	